

第84号議案

滋賀県立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償実施規則の一部改正について

滋賀県立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償実施規則（昭和63年4月1日滋賀県教育委員会規則第11号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和2年3月24日

滋賀県教育委員会

滋賀県立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償実施規則の一部を改正する規則

滋賀県立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償実施規則（昭和63年滋賀県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号を次のように改める。

補 償 の 内 容

- 1 あなたが被災者である場合
 - (1) 療養補償
公務上の負傷または疾病については、次の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。
 - ア 診 察
 - イ 薬剤または治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療
 - エ 病院または診療所への入院
 - オ 看 護
 - カ 移 送
 - (2) 休業補償
公務上の負傷または疾病の療養のため診療等の業務に従事することができない場合で給与を受けないときは、その期間、補償基礎額の $\frac{60}{100}$ に相当する金額の休業補償を受けることができます。
 - (3) 傷病補償年金
公務上の負傷または疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後において、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（以下「政令」という。）に定められている程度の障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病補償年金を受けることができます。
なお、傷病補償年金を受ける場合には休業補償を受けることができません。
 - (4) 障害補償
公務上の負傷または疾病が治つたとき、政令に定められている程度の身体障害が残つたときは、その程度に応じて年金または一時金の障害補償を受けることができます。
 - (5) 介護補償
傷病補償年金または障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金または障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて政令に定められている程度のものにより、常時または随時介護を要する状態にあり、かつ、常時または随時介護を受けている場合においては、当該介護を受けている期間、介護補償を受けることができます。
- 2 あなたが被災者以外の者である場合
 - (1) 遺族補償
あなたが公務上死亡した学校医等の遺族であつて、政令第8条の規定に該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。
 - (2) 葬祭補償
あなたが公務上死亡した学校医等の葬祭を行つた者である場合は葬祭補償を受けることができます。
- 3 補償を受ける権利は、これを行使することができるときから2年間（障害補償および遺族補償については、5年間）行使しないときは時効によつて消滅します。
- 4 実施機関の行う補償の実施について不服がある場合には、人事委員会に対して審査を申し立てることができます。
- 5 その他詳細については、実施機関に問い合わせてください。

付 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償実施規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

令和2年(2020年)3月24日
3月定例教育委員会
第84号議案関係資料

滋賀県立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償実施規則の一部を改正する規則案

改正の理由

民法(明治29年法律第89号)の一部改正により、時効期間の統一化が図られることに伴い、滋賀県立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償実施規則(昭和63年滋賀県教育委員会規則第11号)の一部を改正する。

改正の概要

別記様式第2号(第3条関係)「公務災害補償通知書」の裏面に記載の「補償を受ける権利」の消滅時効について、時効期間の起算点の統一化が図られることに伴い、所要の改正を行おうとするものです。【令和2年4月1日施行】

